

事 務 連 絡
令和2年2月21日

各都道府県バス協会
会長 様

公益社団法人日本バス協会
理事長 石指 雅啓

大規模なイベント等の開催への対応について(要請)及び
従業員の方が休みやすい環境整備に向けて(協力依頼)について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、国土交通省自動車局旅客課より、別添のとおり周知の要請及び協力依頼がありました。
つきましては、下記内容を傘下の会員事業者にも周知頂きますようご協力をお願い致します。

記

1. 別添1 大規模なイベント等の開催への対応について
 - 感染拡大、会場等の状況を踏まえた、イベント等の開催中止、延期の可否
 - 会場入口へのアルコール消毒液の設置や、参加者へのマスクの配布等
 - ホームページ等での参加者への感染拡大防止のための注意喚起
(咳エチケット、手洗い、風邪のような症状のある方への参加自粛、等)

2. 別添2 従業員の方が休みやすい環境整備に向けて
(参考資料 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安)
 - 従業員の方々が休みやすい環境の整備
 - テレワークや時差出勤などの取組
 - 発熱等の風邪症状があった場合に備え、従業員の方々に、参考資料「相談・受診の目安」の周知

以上

事務連絡
令和2年2月20日

- (公社) 日本バス協会理事長 殿
- (一社) 公営交通事業協会理事長 殿
- (一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会理事長 殿
- (一社) 全国個人タクシー協会理事長 殿
- (一社) 全国福祉輸送サービス協会理事長 殿
- (一社) 全国自動車無線連合会理事長 殿
- (一社) 全国レンタカー協会理事長 殿
- (公社) 全国運転代行協会理事長 殿
- (公財) 交通安全振興機構理事長 殿
- (一社) 日本自動車運行管理協会理事長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

大規模なイベント等の開催への対応について（要請）

昨日開催されました「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を踏まえ、厚生労働大臣から、イベント等の開催について、一律の自粛要請を行うものではないが、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう呼びかけが行われたところです。

つきましては、貴会におかれましても、イベント等の開催の際には下記について検討し、対策を講じていただきますようお願いします。

記

- 感染拡大、会場等の状況を踏まえた、イベント等の開催中止、延期の可否
- 会場入口へのアルコール消毒液の設置や、参加者へのマスクの配布等
- ホームページ等での参加者への感染拡大防止のための注意喚起
(咳エチケット、手洗い、風邪のような症状のある方への参加自粛、等)

事務連絡
令和2年2月20日

- (公社) 日本バス協会理事長 殿
- (一社) 公営交通事業協会理事長 殿
- (一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会理事長 殿
- (一社) 全国個人タクシー協会理事長 殿
- (一社) 全国福祉輸送サービス協会理事長 殿
- (一社) 全国自動車無線連合会理事長 殿
- (一社) 全国レンタカー協会理事長 殿
- (公社) 全国運転代行協会理事長 殿
- (公財) 交通安全振興機構理事長 殿
- (一社) 日本自動車運行管理協会理事長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

従業員の方が休みやすい環境整備に向けて（協力依頼）

先般、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症について、どのような方がどのような場合に相談・受診いただくべきかの目安を示した「相談・受診の目安」がとりまとめられました。当該目安の中では、感染拡大防止のため、「発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える」ことが記載されています。その実現には、学校や企業、社会全体における理解が必要であり、生徒や従業員の方々が休みやすい環境を整備することが大切です。

貴会におかれましても、上記の環境整備に努めていただくとともに、本趣旨に鑑み、テレワークや時差出勤などの取組について積極的に検討いただきますようお願いいたします。

また、発熱等の風邪症状があった場合に備え、従業員の方々に、「相談・受診の目安」を併せて周知いただきますようお願いいたします。

(参考：相談・受診の目安)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。